

平成 27 年 10 月 22 日

各位

株式会社八十二銀行

弊行所有地の土壌・地下水汚染とその対策の実施についてのご報告

本日、八十二銀行（頭取 湯本 昭一）が所有する諏訪市高島の文書保管センターの底地（以下、「対象地」といいます）が、土壌汚染対策法に基づく要措置区域等に指定されました。

既に弊行では土壌・地下水汚染対策を実施しており、地域の皆様には影響がない事を確認しましたので、併せてご報告申し上げます。

なお、本件につきましては、汚染判明時より行政と協議、指導を受け対応しております。

1. 対象地 : 諏訪市高島 1 丁目 21-17 の一部

(登記上の地番: 諏訪市高島一丁目 2900 番 19)

2. 検出された有害物質

対象地では、土壌汚染対策法に規定される以下の有害物質が基準を超過しています。  
なお、地下水を介した近隣への有害物質の流出は確認されておりません。

トリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、鉛、ふっ素、ほう素、砒素

3. 汚染の経緯

弊行は平成 12 年の取得以来、対象地を倉庫として活用しており今般の調査で検出された有害物質は一切使用しておらず、有害物質の由来等の詳細は不明です。

対象地においては、平成 12 年まで精密機器製造会社（当時）のカメラ部品製造工場があり、その製造工程においてトリクロロエチレン等の有害物質を使用していたことは、今般の調査により判明しております。

4. 実施した対策

- (1) 地下水揚水（拡散防止、地下水浄化）
- (2) バイオ製剤注入（微生物による有害物質の分解促進）
- (3) 地下水モニタリング（地下水水質監視）

以上

本件に関するお問い合わせ先  
総務部 坂本 026-224-6127